

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和3年 2月26日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、一問一答
答弁を求める者	市 長、上下水道局長、消防局長、教育長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 全人類的課題の克服について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ア 「新型コロナウイルス陽性患者の神奈川県への療養支援依頼漏れについて」という報告のようなことがあってはならない。原因究明と対策について御所見を伺う。
- イ 厚生労働省から「高齢者施設従事者等の検査の徹底について」という事務連絡が出された。本市としてどのように計画を進めているのか。直近の状況を伺う。
- ウ 感染症対策はデータに基づいて科学的、論理的に考え、検査、追跡、隔離、入院の徹底こそが重要だと考えるが、感染症対策の考え方について御所見を伺う。
- エ 本市は米軍基地があるがゆえに連絡調整をするところが多い。本市にとって負担であり、本来業務を圧迫するものではないか。国へ何らかの対策を求めることについて御所見を伺う。
- オ 感染症対策において米軍基地を抱える他の自治体との横のつながりが重要だ。この際、神奈川県基地関係県市連絡協議会

に再入会することが市民のためになると思うが、お考えを伺う。

(2) 気候危機について

- ア 「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」が施政方針に反映されていなかったのはなぜか。
- イ 「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」は市民皆さんに広く知っていただく必要がある。広報よこすかに記事を載せ、市庁舎に懸垂幕を掲げ広報してはいかがか。
- ウ 「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」は言わば今までの市のスタンスを覆しての宣言ではないかと思わざるを得ない。ぜひ、宣言を行うに至った理由や経過を伺いたい。
- エ 市長はJ E R Aの提言を評価し、納得されたと思う。であるならば、市民へのJ E R Aの説明も必要ではないか。市民はJ E R Aからの説明を望んでいるので、積極的にJ E R Aに対して説明責任を果たすように働きかけていただきたいが、いかがか。
- オ 市長はゼロカーボンシティ宣言ということで炭素に注目されているが、地球温暖化とCO₂増加の関係性についてどのようにお考えか。
- カ 本市は海洋都市を標榜し、東京湾、相模湾という海が魅力だ。この際しっかりと世界の海、日本の海、そして本市の近海についての評価を持つべきではないか。そのためには知見の集約、場合によっては本市独自の調査、分析が必要だ。この現状認識に立って、ブルーカーボン事業を展開することが重要であると思うが、お考えを伺う。
- キ 市長はメッセージの中で「脱炭素社会へ向けた明確な道筋を示すことが非常に重要だと考えています」とおっしゃっている。いつまでにどのような道筋を示し具体的に着手していくのか。現時点でのお考えを伺う。
- ク 2050年カーボンニュートラルはできるかできないかではなく、人類の存亡がかかった必ずやり遂げなければならない問題だ。そのためには2030年にはどの程度達成されているかということが必要だ。これこそスピード感を持って直ちに取り組み

なければならない。覚悟と決意を示されたい。

ケ 市民や職員が一生懸命努力してCO₂を減らしても、市内にCO₂を出し続ける場所があるのであればおなしすぎる。この点についていかがお考えか。

(3) 核兵器廃絶について

ア 発効された核兵器禁止条約に対する御所見を伺う。

イ 人類絶滅の脅威である核兵器を抑止力と言い、いつまでもしがみつくと考えは愚の骨頂だ。市長は核兵器が安全保障を提供すると本気で考えか。

ウ 核兵器のある世界、核兵器のある未来に「希望」を語ることができるか。全世界の都市の首長と連帯して核兵器禁止条約を歓迎し、日本政府に条約の批准を求めている。

(4) ジェンダー平等について

ア 市の審議会等における女性委員の割合、町内会・自治会における女性役員の割合及び市役所における女性管理職（課長級以上）の割合について直近の状況を示されたい。併せてこの数値に対する市長の御所見を伺う。

イ 上下水道局、消防局、教育委員会の審議会等における女性委員の割合及び女性管理職の割合について直近の状況を示されたい。併せてこの数値に対する上下水道局長、消防局長、教育長の御所見を伺う。

2 公の仕事の役割について

(1) 生活保護制度について

ア 生活福祉課の職員の構成に関して、正規職員、会計年度任用職員、委託事業者等の属性別の割合を伺う。また、国民の生存権に当たる保護の決定と実施について、法律上外部委託はできないことになっている。しかし、業務を細分化し委託化する自治体が増えているが、本市はどのように行っているか。業務処理請負の実態が労働者派遣としないいわゆる偽装請負状

態になってはいないか。

イ 本市は面接相談数の割には生活保護申請数がさほど高くなってはいない。全国的にはコロナ禍で生活困窮者が増えて生活保護申請も増えていると聞いているが、本市はなぜ、このような結果となったのか、御所見を伺う。

ウ 過日、厚生労働大臣も生活保護申請時の扶養照会について義務ではないと明言された。本市は申請時に扶養照会を行っているのか、実態を伺う。

エ 本市は緊急食料支援を行うなど困窮者支援の取組が見えるが、必要な人への生活保護制度移行支援は十分な体制となっているか、御認識を伺う。

(2) 福祉援護センターかがみ田苑について

ア 福祉部指導監査課の实地指導により、就労移行支援業務が適正に行われていなかったことが明らかとなり、返還金が生じると聞いている。御説明と御所見を求める。

イ そもそも障害を持った方々の生活や就労のケアやサポートをする施設運営に指定管理者制度はなじまないのではないか。福祉援護センターかがみ田苑の在り方を本質論で考えるべきと思うが、御所見を伺う。

(3) 市民病院の呼吸器内科の体制について

ア 今後、呼吸器内科の体制はどのようになるのか。市はいつどのように呼吸器内科の医師の移動を知ったのか。その後、どのような対策を取っているのか。患者、市民にはどのようにお知らせしているのか。診療科の体制維持に欠かせない医師の充足は市と指定管理者のどちらの所管なのか。

イ 自治体は住民の命と健康をどのように守るのか、指定管理者との連携の中でどのような姿勢を取るのか、問われている。公の病院の果たす役割とはいったい何か。今後の市立2病院への市の姿勢について、御所見を伺う。

(4) 中学校の完全給食について

ア 給食センターにおいて偽装請負に当たらないためにどのよ

うな体制を組んでいくのか。また、学校、保護者、配食運搬業者等との連絡調整やセンター運営管理を教育委員会がチェックする仕組みをどのように担保するおつもりか。併せて教育長に伺う。

イ 小学校の自校給食を安易にセンターに統合するべきでないと私たちは考える。この際、教育委員会として、小学校の自校給食堅持の姿勢を示すべきではないか。教育長に伺う。

(5) 上下水道事業について

ア 他都市では水道事業の民営化の声もあるが、以前から主張しているとおりで、コンセッション方式など民営化へのかじ切りはやめるべきだと考える。上下水道局長の御所見を伺う。

(6) 長期契約を含めたプロジェクトについて

ア 上地市政においては、社会全体が不透明で、あらゆる物事の先を見通すことが難しい現在にあって、あまりに多くのプロジェクトを同時多発的に行っている感が否めない。財政的なこともさることながら、契約履行が全てしっかり果たされるのか正直心配だ。お考えを伺う。

(7) 公務労働について

ア 予算編成において、内部管理経費の見直しとして、人件費を約8億円減らしている。感染症対策と頻発する自然災害への対応との両立が提案の人員体制で十分であるとお考えか。

イ 昨年1月から今年1月までで、1か月当たり最も多くの残業をした職員の残業時間は何時間か。部局によるばらつきや、コロナ禍以前と比べて増減はあったのか。職員の働き方に対する御所見についても併せて伺う。

3 財政運営について

(1) 人口減少・少子高齢化、市内製造業の衰退などにより財政に余裕がない自治体にとって、地方交付税と国庫支出金は大きな財源となっている。市民生活が安定しなければ自治体運営そのものが安定せず、当然社会全体も不安定になる負の連鎖に陥る

ことは避けなければならない。市民の暮らしを守り、地域経済も循環させねばならない、今後の財政運営について、どのようにお考えか。

4 補聴器の助成について

- (1) 本市の高齢者で加齢性難聴の方がどの程度おられるか、全体像を把握しているか。
- (2) 特定健診の検査項目に聴力検査を入れてはいかがか。そして、難聴が認められた場合、補聴器の選び方や使い方を相談できる体制も整えてはいかがか。さらに補聴器購入に際しては公的助成制度の創設を求めたいと思うが、お考えを示されたい。

5 解体工事の際のアスベスト調査の徹底について

- (1) 調査を促すために助成制度を設けるなど、しっかりした対策を打たなければ、市内のアスベスト含有の解体工事が各所で滞る可能性がある。この際、法改正の流れと実効性ある条例運用について研究してはいかがか。

6 浦郷倉庫地区における米軍の棧橋整備について

- (1) この棧橋にはどのような米軍艦船が停泊し、どのような使用目的なのか。
- (2) しゅんせつ工事の主体は米軍なのか、日本政府なのか。費用はどこが持つのか。土砂の処理方法はとするのか。また、軍港めぐりや深浦ボートパークのプレジャーボート等の航行の安全は担保されるのか。
- (3) 米軍の棧橋整備とそれに伴うしゅんせつ工事は明らかに旧軍港市転換法の内容から逸脱する内容であり、米軍基地の機能強化だと思うが、御所見を伺う。